

随意契約理由書

件名	海岸線ATC/TD装置定期・臨時点検
契約の相手方	日信電子サービス 西日本支社
根拠法令	地方公営企業法施行令 第21条の13 第1項第2号に該当
随意契約の理由 ATC（自動列車制御）／TD（列車検知）装置は、列車が衝突しないよう列車速度を自動制御し安全に運行させるための重要な信号設備であり、常に装置を良好な状態に維持するため、鉄道営業法に基づく整備要領を定めて取扱い及び点検を実施している。 海岸線ATC／TD装置は、日本信号株式会社にて開発設計・製作された装置であり、その点検業務を施工するにはメーカー独自に定めた基準・規格による判定が必要となるため、他のメーカーでは技術的に不可能である。 上記業者は、メーカーである日本信号株式会社より保守専門会社として業務移管されている業者である。 以上により上記業者と随意契約を行う。 以上	
担当部署 （問合せ先）	交通局 高速鉄道部 電気システム課 （電話番号 791-6584）